

証券コード 2130

平成29年6月2日

株 主 各 位

東京都中央区晴海一丁目8番10号
株式会社 メンバーズ
代表取締役社長 剣 持 忠

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月21日（水曜日）営業時間終了時（午後6時00分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年6月22日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区晴海一丁目8番10号
晴海アイランド トリトンスクエア
オフィスタワーX棟5階 会議室2 |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第22期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | 剰余金処分の件 |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）のストックオプションに関する報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修
正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト
(<http://www.members.co.jp/>)

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用、所得環境が緩やかに改善しており、消費動向は改善の兆しが見られるものの、依然低迷を続けております。また、中国経済の減速や米国の政権交代などによる景気への影響が懸念されるなど、先行きは不透明な状況が続いております。そのような環境下において、当社グループを取り巻くインターネット業界では、2014年に総メディア接触時間（東京地区）の中でネット接触時間が初めてテレビ接触時間を上回り、その後もスマートフォンとタブレットの普及を背景として、ネット接触時間の割合が上昇し続けています（株式会社博報堂DYメディアパートナーズメディア環境研究所、平成28年6月発表）。また、Webを通じたユーザーとのダイレクトで双方向かつ継続的なコミュニケーションの重要性が高まっており、インターネットユーザーが企業のWebサイトやFacebook等のSNSページを介して情報共有や企業の取組みに個人の意見を発信するなど、デジタル上で企業と生活者による積極的かつ継続的な関係構築が進んでおります。同時に顧客企業のニーズもこのようなコミュニケーションを通じて、企業のマーケティング成果を創出するように変化しております。

そのような中、当社グループは、2020年に向け策定いたしました

「VISION2020」（平成26年5月8日発表）に則り、Webを通じたユーザーとの継続的な関係構築を通じて、顧客と一体となってデジタル時代のマーケティング成果を創出する総合的なWeb運用サービス「エンゲージメント・マーケティング・センター（EMC）」モデル（※）の確立と提供クライアントの拡大に注力しております。当連結会計年度におけるEMCモデル提供クライアントの売上は5,581百万円（前連結会計年度比37.0%増）、社数は15社（同+1社）と、堅調に成長を続けております。

また、国際情勢の変化による円高の影響が若干懸念されるものの、2020年の東京オリンピック開催を背景として、訪日外国人旅行者（インバウンド）

数は継続的な増加が見込まれており、当社グループは国内企業と訪日外国人旅行者との関係構築をデジタルマーケティング領域で総合的に支援すべく積極的に取り組んでおります。

加えて当社グループは、デジタルマーケティング市場における深刻な人材不足に対応し、更なる事業拡大を実現すべく、積極的な新卒人材の採用及び育成を通じ、優秀なWeb人材の確保を計画的に進めております。その結果、当連結会計年度において95名の新卒社員を採用（地方拠点を含む）いたしました。

当連結会計年度の収益面においては、顧客企業のデジタルマーケティング領域への急速な投資拡大を背景に、EMCモデル提供クライアントの売上が堅調に推移し、売上、利益ともに過去最高を更新いたしました。引き続きデジタルマーケティング市場の拡大を見据え、人材採用、育成に加え、EMCモデル拡大に向けたサービスラインナップの拡充に向けて積極的な投資を継続し、また、同時に経営基盤の確立に取り組んでまいります。

(※)EMCモデルとは、顧客企業専用ユニットを編成し、戦略立案、デザイン、エンジニアリング等、Webサイト運用に関わる様々な専門業務を総合的に組み合わせ、データを活用したPDCAサイクルを回していくことで、顧客企業のマーケティング成果を向上させることを目標にした企業Webサイトの運用サービスです。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,088百万円（前連結会計年度比25.0%増）、営業利益は617百万円（前連結会計年度比37.7%増）、経常利益は629百万円（前連結会計年度比34.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は414百万円（前連結会計年度比42.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (平成26年3月期)	第 20 期 (平成27年3月期)	第 21 期 (平成28年3月期)	第 22 期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (千円)	5,793,385	6,325,349	6,469,690	8,088,430
経 常 利 益 (千円)	261,729	320,165	468,452	629,047
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	145,961	184,760	290,701	414,678
1株当たり当期純利益 (円)	12.58	15.72	24.46	34.46
総 資 産 (千円)	2,719,410	3,082,930	3,522,079	4,008,612
純 資 産 (千円)	1,550,839	1,730,674	2,021,449	2,414,794
1株当たり純資産額 (円)	130.73	143.50	165.68	194.55

- (注) 1. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 平成29年1月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第19期(平成26年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (平成26年3月期)	第 20 期 (平成27年3月期)	第 21 期 (平成28年3月期)	第 22 期 (当事業年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (千円)	5,790,085	6,266,723	6,223,233	7,635,552
経 常 利 益 (千円)	278,538	346,255	487,167	592,112
当 期 純 利 益 (千円)	120,836	210,241	310,582	405,211
1株当たり当期純利益 (円)	10.41	17.89	26.13	33.67
総 資 産 (千円)	2,722,310	3,090,254	3,483,521	3,919,075
純 資 産 (千円)	1,551,270	1,754,235	2,067,242	2,446,686
1株当たり純資産額 (円)	130.76	145.70	169.52	197.54

- (注) 1. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 平成29年1月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第19期(平成26年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社コネクトスター	55百万円	100%	ネットビジネス支援
株式会社エンゲージメント・ファースト	10百万円	100%	ネットビジネス支援
株式会社MOVAAA	10百万円	55%	ネットビジネス支援
株式会社メンバーズキャリア	30百万円	100%	ネットビジネス支援
株式会社マイナースタジオ	3百万円	51%	ネットビジネス支援

(4) 対処すべき課題

当社グループは、高度化・複雑化して重要度が高まっているインターネットビジネス環境において、顧客ニーズが従来以上に効果的・効率的かつ高品質にインターネットビジネスを運営することに変化してきていること、加えて採用マーケットにおける深刻なWeb人材不足を重要な課題として認識しております。当社グループとしては、大手優良企業顧客との取引において、膨大に増えるWebマネジメント業務やソーシャルメディアを活用したエンゲージメント向上の取組みを包括的に提供するEMCモデルの確立を通じて高品質なネットビジネス運営代行実績を積み上げ、顧客企業の信頼と満足を勝ち得ること、及びそのために必要な人材リソースの確保・育成に注力し、今後も地方での拠点展開や人材確保、さらにはグローバル人材の確保、社員のスキル育成などへ積極的に投資してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

事業区分	主要製品
ネットビジネス支援	・ソーシャルメディアの構築・運用・プロモーション ・インターネット広告代理業務の企画・提案・販売・運営 ・ウェブ・インテグレーション業務の企画・提案・販売・運営 ・マーケティング・ツールの企画・開発・提案・販売・運営 ・デジタルクリエイター派遣

(6) 主要な営業所（平成29年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本社	東京都中央区晴海
ウェブガーデン仙台	宮城県仙台市青葉区
ウェブガーデン北九州	福岡県北九州市小倉北区

② 子会社

株式会社コネクトスター	東京都中央区晴海
株式会社エンゲージメント・ファースト	東京都中央区晴海
株式会社MOVAAA	東京都中央区晴海
株式会社メンバーズキャリア	東京都中央区晴海
株式会社マイナースタジオ	東京都渋谷区渋谷

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
601 (6) 名	235名増 (72名減)

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時使用人数は（ ）内に当連結会計年度の平均雇用人数を外数で記載しております。
2. 使用人が前連結会計年度末に比較して増加した主な理由は、事業拡大によるものです。
3. 当社グループはネットビジネス支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
493 (4) 名	179名増 (74名減)	31.3歳	3.5年

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時使用人数は（ ）内に当事業年度の平均雇用人数を外数で記載しております。
2. 使用人が前事業年度末に比較して増加した主な理由は、事業拡大によるものです。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成29年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 12,445,600株

(注) 1. 平成28年4月1日～平成28年12月31日までの期間におけるストックオプションの行使により、発行済株式の総数は92,400株増加しております。

2. 平成29年1月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行済株式の総数は6,216,800株増加しております。

3. 平成29年1月1日～平成29年3月31日までの期間におけるストックオプションの行使により、発行済株式の総数は12,000株増加しております。

(3) 株主数 2,676名（前期末比806名増）

(4) 上位10名の大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
剣 持 忠	3,277,000株	26.7%
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	2,235,200	18.2
メ ン バ ー ズ 従 業 員 持 株 会	415,220	3.4
本 多 均	360,000	2.9
株 式 会 社 ジ ャ ス ト	295,000	2.4
株 式 会 社 晴	250,000	2.0
株 式 会 社 S B I 証 券	172,400	1.4
小 峰 正 仁	149,600	1.2
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	149,200	1.2
露 木 琢 磨	144,500	1.2

(注) 1. 当社は、自己株式を153,600株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 当社は、当社従業員に対する「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。持株比率は平成29年3月31日現在で信託E口が保有する株式149,200株を含めて計算しております。

4. 株式会社晴は当社代表取締役である剣持忠氏が株式を保有する資産管理会社であります。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成29年3月31日現在）

名称 (発行決議日)	新株予約権 の数	新株予約権 の目的となる 株式の種類 と数	新株予約権 の発行金額	新株予約権 の行使に際 して出資さ れる財産の 価額（円）	権利行使 期間	行使の条件
平成24年第2回 新株予約権 (平成24年8月22日)	109個	普通株式 43,600株	無償	251円	自平成26年 9月7日 至平成29年 9月6日	(注) 1～3
平成25年新株予約権 (平成25年5月22日)	50個	普通株式 20,000株	無償	255円	自平成27年 6月15日 至平成30年 6月14日	(注) 1～3
平成26年新株予約権 (平成26年5月21日)	237個	普通株式 47,400株	無償	315円	自平成28年 6月14日 至平成31年 6月13日	(注) 1～3

- (注) 1. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができる。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
2. 次の各号に該当する場合、新株予約権者は新株予約権を喪失し、権利行使はできないものとする。
- (a) 新株予約権者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員いずれでもなくなった場合。
- (b) 新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられた場合。
- (c) 新株予約権者が、新株予約権の第三者に対する質入れその他の処分をした場合。
3. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。
4. 平成29年1月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当社役員が保有する新株予約権の区分別状況（平成29年3月31日現在）

区分	名称	新株予約権の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	平成24年第2回 新株予約権	109個	2名
	平成25年新株予約権	50個	2名
	平成26年新株予約権	237個	2名
	平成26年 募集新株予約権	40個	2名
	平成27年 募集新株予約権	357個	2名
	平成28年 募集新株予約権	424個	2名
社外取締役	平成24年第2回 新株予約権	—	—
	平成25年新株予約権	—	—
	平成26年新株予約権	—	—
	平成26年 募集新株予約権	40個	2名
	平成27年 募集新株予約権	12個	2名
	平成28年 募集新株予約権	12個	2名
監査役	平成24年第2回 新株予約権	—	—
	平成25年新株予約権	—	—
	平成26年新株予約権	—	—
	平成26年 募集新株予約権	40個	2名
	平成27年 募集新株予約権	20個	2名
	平成28年 募集新株予約権	12個	2名

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(4) その他新株予約権等の状況

	平成28年募集新株予約権
発行決議日	平成28年6月15日
交付者数	41名
新株予約権の数	1,067個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 213,400株 (新株予約権1個につき 200株)
新株予約権の発行金額	新株予約権1個当たり 8,631円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 56,000円 (1株当たり 280円)
権利行使期間	自平成29年7月1日 至平成33年6月30日
行使の条件	(注) 1～6

- (注) 1. 新株予約権者は、各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、いずれかの期の売上及び営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の個数を限度として、それぞれ定められた割合の個数を達成期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使用することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上及び営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役にて定めるものとする。
- (a) 平成29年3月期の売上が7,000百万円以上かつ営業利益が500百万円以上の場合
行使可能割合：50%
- (b) 平成30年3月期の売上が8,000百万円以上かつ営業利益が600百万円以上の場合
行使可能割合：50%
2. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値（終値のない日数を除く。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合、取締役会により適切に調節されるものとする。）が一度でも行使価額の50%（但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合、取締役会により適切に調節されるものとする。）を下回った場合、上記1の条件を満たしている場合でも、本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
3. 新株予約権者は新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
4. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
7. 平成29年1月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成29年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役兼社長執行役員	剣 持 忠	グループ経営全般
取締役兼常務執行役員	小 峰 正 仁	グループ経営および管理部門管掌
取締役	吉 井 信 隆	インターウォーズ株式会社 代表取締役社長
取締役	徳 久 昭 彦	D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社専務取締役 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 専務取締役CMO 株式会社博報堂アイ・スタジオ 取締役 ユナイテッド株式会社 取締役 ベビカム株式会社 取締役
常勤監査役	甘 粕 潔	株式会社メンバーズキャリア 監査役 株式会社MOVAAA 監査役 株式会社エンゲージメント・ファースト 監査役 株式会社マイナースタジオ 監査役
監査役	露 木 琢 磨	露木・赤澤法律事務所
監査役	土 屋 洋	

- (注) 1. 取締役吉井信隆氏及び徳久昭彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役甘粕潔氏、露木琢磨氏及び土屋洋氏は、社外監査役であります。
3. 監査役甘粕潔氏は、長年の銀行業務経験により財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役吉井信隆氏及び監査役甘粕潔氏、露木琢磨氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社では、業務執行をより機動的に行うため、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く平成29年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
常務執行役員	浅 見 浄 治	グループ経営およびネットビジネス支援事業管掌
常務執行役員	高 野 明 彦	グループ経営および経営企画管掌
常務執行役員	嶋 津 靖 人	グループ経営および人材ビジネス管掌 株式会社メンバーズキャリア代表取締役社長
執行役員	原 裕	エグゼクティブ・プロデューサー 株式会社エンゲージメント・ファースト代表取締役社長
執行役員	川 島 一 憲	エグゼクティブ・プロデューサー リソースディベロップメント室長
執行役員	神 尾 武 志	エグゼクティブ・プロデューサー ビジネス開発担当 兼 インバウンドマーケティング室長

(2) 当事業年度中に辞任又は解任された取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 額
取 締 役 (うち社外取締役)	3名 (1)	57,926千円 (2,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3)	12,000千円 (12,000千円)
合 計 (うち社外役員)	6名 (4)	69,926千円 (14,400千円)

(注) 1. 社外取締役1名は無報酬であります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。使用人分給与は次のとおりであります。

使用人兼務役員 15,264千円

3. 上記の支給額には以下のものが含まれております。

取締役2名に対するストック・オプションによる報酬額995千円

4. ①取締役の報酬限度額は、平成12年8月3日開催の第5期定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

②上記①とは別枠で、取締役にストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の限度額は、平成25年6月21日開催の第18期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議をいただいております。

5. ①監査役の報酬限度額は、平成12年8月3日開催の第5期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議をいただいております。

②上記①とは別枠で、監査役にストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の限度額は、平成21年6月29日開催の第14期定時株主総会において年額3,000千円以内と決議をいただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 社外取締役の吉井信隆氏はインターウォーズ株式会社の代表取締役社長であります。当社と同社との間で、採用コンサルティング契約及びコンサルティング契約を締結しております。
 - ・ 社外取締役の徳久昭彦氏はD. A. コンソーシアムホールディングス株式会社の専務取締役、デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社の専務取締役CMO、株式会社博報堂アイ・スタジオ、ユナイテッド株式会社及びビビカム株式会社の取締役であります。D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社はデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社の持株会社であります。デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社は当社の取引先であり、当社株式を2,235,200株（17.95%）保有しております。株式会社博報堂アイ・スタジオ、ユナイテッド株式会社及びビビカム株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
 - ・ 常勤監査役の甘粕潔氏は株式会社メンバーズキャリア、株式会社MOVAAA、株式会社エンゲージメント・ファースト、株式会社マイナースタジオの監査役であります。株式会社メンバーズキャリア、株式会社MOVAAA、株式会社エンゲージメント・ファーストおよび株式会社マイナースタジオは当社の連結子会社であります。
 - ・ 社外監査役の露木琢磨氏は弁護士資格を有しております。同氏が所属する弁護士法人露木・赤澤法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 吉井 信隆	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主に経営者の見地から意見を述べるなど、議案の審議等に際して適宜必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
取締役 徳久 昭彦	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主にメディアレップ事業大手企業の業務執行者の見地から意見を述べるなど、議案の審議等に際して適宜必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
監査役 甘粕 潔	当事業年度に開催された取締役会13回の全て、監査役会13回の全てに出席いたしました。公認不正検査士及び企業リスク管理コンサルタントとしての専門の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 露木 琢磨	当事業年度に開催された取締役会13回のうち10回、監査役会13回のうち11回に出席いたしました。弁護士としての専門の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 土屋 洋	当事業年度に開催された取締役会13回の全て、監査役会13回の全てに出席いたしました。これまでの当社の常勤監査役としての豊富な経験や見識を活かし、経営全般に対する監督と、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

④ 責任限定契約の内容の概要

- ・ 当社と社外取締役吉井信隆氏及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、次のとおり同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- ・ 契約締結日以降、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、当該賠償責任額を超える部分については、当社は社外取締役及び社外監査役を当然に免責します。

社外役員の独立性についての当社の考え方

当社は、社外役員の独立性に関する基準を以下のとおり定め、この基準を満たす役員を独立役員として東京証券取引所に届出をしております。

1. 当社取締役会が、当社における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）が独立性を有すると認定するには、当該社外役員が、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない（以下、独立性を有すると認定する社外役員を「独立役員」という。）。

①	当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者（※1）
②	当社グループの主要な取引先（※2）又はその業務執行者
③	当社グループを主要な取引先とする者（※3）又はその業務執行者
④	当社グループから役員報酬以外に多額の金銭（※4）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
⑤	当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
⑥	当社グループの主要株主（※5）又はその業務執行者
⑦	当社グループの非業務執行取締役又は会計参与（※6）
⑧	上記①～⑥に該当する者の近親者等（※7）
⑨	過去3年間において、①～⑦に該当していた者

- ※1. 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員、業務を執行する社員その他これらに類する役職者及び使用人等の業務を執行する者をいう。
- ※2. 主要な取引先とは、当社グループとの取引において、支払額又は受取額が、当社グループの連結売上高の2%以上を占めている企業をいう。
- ※3. 主要な取引先とする者とは、当社グループとの取引において、支払額又は受取額が、取引先企業の連結売上高の2%以上を占めている企業をいう。
- ※4. 多額の金銭とは1,000万円以上をいう。
- ※5. 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有するものをいう。
- ※6. 独立役員が社外監査役の場合に限る。
- ※7. 近親者等とは、2親等以内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう。
2. 前項に定める要件のほか、独立役員は、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有してはならない。
 3. 独立役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社に告知するものとする。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人アヴェンティア

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの全取締役及び全使用人が法令や会社諸規程を遵守し、コンプライアンスを重視した継続企業（ゴーイングコンサーン）として存続・発展するために全員が遵守すべき行動規範を制定し、周知徹底します。

当社グループは、既にコンプライアンス担当取締役を任命し、その主導の下にリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、定期的に法令違反等の有無の報告、処分を含む処置に当たります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程を制定しており、全取締役はこの規程の定めるところに従って情報の保存及び管理を行います。また、文書の電子化等の新しい技術の進歩、保存方法の進化等に常に留意し、時代の変化に対応した文書管理規程の見直し・改訂を行います。また取締役は全使用人に対し情報の保存等に関して適宜指導し、取締役や監査役の閲覧の要望に迅速に対応できる体制を構築します。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を中核とする総合的なリスク管理体制を構築・整備・運用します。またこれらのリスクによる経済的損失をカバーする各種の損害保険等について定期的に見直します。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

高い独立性と専門性に立ち取締役会の監督機能を果たすため、1～2名の社外取締役と2名以上の社外監査役を置くこととします。

定例取締役会を毎月1回原則として全取締役及び全監査役出席の下に開催し、取締役会規程及び関係法令に定められた重要な意思決定を行います。取締役及び監査役は必要と認めた場合、意見を述べるとともに特に取締役

が反対意見のときはこれを議事録に記録します。議案は原則として書面の説明書をつけ会日の数日前には常勤役員（取締役及び監査役）に配付します。

また取締役会の決定事項の徹底を図るため及び取締役会の意思決定に資するためグループ経営会議を定期的で開催し、全常勤役員はこれに出席します。

⑤当社グループの業務の適正を確保するための体制

当社グループは、取締役会において内部統制システム整備の基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について定めております。

当社グループは同基本方針に従い、コンプライアンスやリスク管理のための体制整備、及び社外取締役・社外監査役の設置による取締役の職務執行の適合性・効率性を確保し、ならびに独立した内部監査担当を選任し、内部監査担当にて内部統制システムの整備及び運用状況について評価し、その結果を代表取締役社長に報告します。

⑥子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社管理規程に基づき当社から子会社へ役職員を派遣し、役職員は子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告等を行います。

また、当社内部監査部門による内部監査を行います。

⑦当社グループの監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を行う上で使用人の補助を求めた場合は、監査役の同意を得た上で当社管理部門の使用人が対応します。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任の使用人及びその変更については、監査役の同意を要するものとします。また当該使用人は当社グループの就業規則等に従いますが、当該使用人の指揮命令権は各監査役に属するものとし、人事考課等に際しては、監査役に意見を求めるものとします。

- ⑨当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制及び当社グループの監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

原則として監査役はすべての取締役会に出席し、定例及び臨時の取締役会において取締役は業務の執行状況の報告を行うとともに、会社の信用を著しく損なう案件や会社の業績に重大な悪影響を及ぼす案件等については、全容を明らかにし、監査役の意見を聴取します。

監査役には取締役会前に事前に議案書等を配付し、取締役会での意見陳述を促す環境整備を行っており、また、監査役の職務の遂行に必要な情報を取締役会事務局に求められる環境を整え、速やかに情報提供します。

また、常勤監査役は当社におけるリスク・コンプライアンス委員会のオブザーバーとして当社グループのリスク、問題点等を把握し対応します。

また、コンプライアンス通報規程を策定し、監査役及び外部弁護士を窓口とした内部通報制度を設け、全従業員がコンプライアンス違反及び不適切な行為等を通報することができ、通報者が保護される体制を整備しております。

- ⑩当社グループの監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループの監査役の職務遂行のために生じる費用については、当社が負担します。

- ⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の過半数は、社外監査役とします。常勤及び非常勤社外監査役の人選等は現任する監査役の意見を聴取し、決定します。

監査役会は、監査に関係する当社の会計監査人、内部監査部門及びコーポレートサービスディビジョンとの連携を密にし、各監査機関の監査の実効等を期すため、取締役に対して意見及び情報の提供等を行います。

(2)業務の体制を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に対しe-ラーニングを利用したコンプライアンス・セキュリティ講習を実施しております。また、コンプライアンス担当取締役を任命し、その主導の下にリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、定期的に法令違反等の有無の報告、処分を含む処置を行いました。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存管理は、文書管理規程及び関連規程に基づき適切に保管及び管理を行っております。また、必要に応じて閲覧できるようにしております。廃棄の際には、溶解処理等により、再生不可能とする処分方法により廃棄することとしております。

③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険の管理は、リスク管理規程に基づき個別リスクマネジメントマニュアルを整備し、全使用人にはイントラネットによりいつでも閲覧できる体制を整えております。

またこれらのリスクによる経済的損失をカバーする各種の損害保険等に加入しております。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、当社は執行役員制度を設けております。取締役会及びグループ経営会議の体制は以下のとおりです。

<取締役会>

当社の取締役会は取締役2名、社外取締役2名で構成されております。原則として全取締役、全監査役が出席する定時の取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時で開催し、会社法上の決議事項及び取締役会規程に基づき経営に関する重要事項の協議決定、業務執行の監督を行っております。

<グループ経営会議>

当社のグループ経営会議は常勤取締役2名、常勤監査役1名、グループ経営を管掌する執行役員3名で構成されており、原則として全常勤取締役、常勤監査役、全グループ経営管掌執行役員が出席し定時で毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時グループ経営会議を開催し、グループ経営会議規程に基づき経営に関する重要事項の協議決定（取締役会決議事項を除く）、取締役会に上申する議題の細部の検討を行っております。

⑤当社グループの業務の適正を確保するための体制

当社グループは、取締役会において内部統制システム整備の基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について定めており、同基本方針はイントラネット等に掲載し、グループ全体で周知を図っております。

当社グループは同基本方針に従い、コンプライアンスやリスク管理のための体制整備を行い、当事業年度においてリスク・コンプライアンス委員会を4回開催いたしました。リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス違反事案の調査、分析、再発防止策の協議、およびリスク管理の方針を定め、リスク管理に係るリスクの評価および対応策の検討を行うとともに再発防止に努めております。

また、内部監査担当にて内部統制システムの整備及び運用状況について評価し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

⑥子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社等の管理は、子会社管理規程に基づき、子会社に当社より役職員を派遣し業務執行の適正確保の監視を行っており、子会社での重要案件について、職務権限規程に基づき当社管理部門において管理しております。

また、当社監査部門による内部監査を実施しております。

⑦当社グループの監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査役がその職務を行う上で使用人の補助を求めた場合は、監査役の同意を得て管理部門の使用人を当てる体制を整えております。

- ⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおらず、運用の実績はありませんが、監査役の職務を補助する使用人が設置された場合には、決定された事項を適切に運用します。

- ⑨当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制及び当社グループの監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

原則として監査役はすべての取締役会に出席し、定例及び臨時の取締役会において取締役は業務の執行状況の報告を行うとともに、会社の信用を著しく損なう案件や会社の業績に重大な悪影響を及ぼす案件等については、全容を明らかにし、監査役の意見を聴取しております。

監査役には取締役会前に事前に議案書等を配付し、取締役会での意見陳述を促す環境整備を行っており、監査役は自らの豊富な見識を元に守備範囲を過度に狭く捉えることなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べております。

また、監査役の職務の遂行に必要な情報を取締役会事務局に求められる環境を整え、速やかに情報提供しております。

- ⑩当社グループの監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループの監査役の職務執行のために生じた費用は、当社が負担いたしました。

- ⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役会は社外監査役3名（うち常勤監査役1名）で構成され、監査役会が定めた方針に沿い、取締役を監査しております。監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、監査法人や内部監査担当とも適宜連携して情報を共有し、経営監視機能の向上を図っております。社外監査役のうち1名は弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、常勤監査役は公認不正検査士として培ってきた企業倫理・コンプライアンスに関する高い見識を、当社の監査体制の強化に活かしております。

監査役には取締役会前に事前に議案書等を配付し、取締役会での意見陳述を促す環境整備を行っております。

また、監査役の職務の遂行に必要な情報を担当部門に求められる環境を整え、速やかに情報提供しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益を最大限に確保し、より向上させるという最終的な目的を理解している者でなければならないと考えます。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、当社株式に対する大規模買付行為があった場合には、適時適切な情報開示に努めるとともに、法令及び定款の範囲内で、その時点における適切な対応をまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元の充実とさらなる企業価値の向上を図る観点から、長期的な利益成長に向けた新たな事業投資及び業容の拡大に備えるための内部留保を行うとともに、経営成績の伸長に見合った成果の配分や配当金額の継続的な増額を基本方針とし、中期的な目標連結純資産配当率（DOE）は5%程度を目標としております。

平成29年3月期につきましては、1株当たり7円50銭（前期比3円増配（※））の期末配当を予定しております。また、次期（平成30年度3月期）の期末配当は、上記基本方針及び業績予想を踏まえ、1株当たり9円50銭とする予定であります。

- (※) 1. 平成29年1月1日を効力発生日として、普通株式を1株につき2株の割合をもって分割しており、1株当たりの期末配当を15円00銭から7円50銭に変更しておりますが、実質的な変更はありません。
2. 平成28年3月期の期末配当は3円00銭の記念配当を含んでおります。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,492,057	流動負債	1,499,300
現金及び預金	1,613,600	買掛金	485,359
受取手形及び売掛金	1,620,875	リース債務	23,377
仕掛品	32,772	未払金及び未払費用	460,707
繰延税金資産	86,378	未払法人税等	114,289
その他	138,835	賞与引当金	246,185
貸倒引当金	△404	その他	169,382
固定資産	516,554	固定負債	94,517
有形固定資産	152,622	リース債務	25,492
建物	108,745	繰延税金負債	7,489
工具、器具及び備品	7,427	その他	61,535
リース資産	36,450	負債合計	1,593,817
無形固定資産	124,387	(純資産の部)	
のれん	92,914	株主資本	2,337,236
リース資産	8,530	資本金	807,806
その他	22,943	資本剰余金	440,211
投資その他の資産	239,543	利益剰余金	1,114,816
投資有価証券	108,693	自己株式	△25,598
敷金及び保証金	109,129	その他の包括利益累計額	25,110
その他	21,720	その他有価証券評価差額金	25,110
資産合計	4,008,612	新株予約権	48,013
		非支配株主持分	4,434
		純資産合計	2,414,794
		負債純資産合計	4,008,612

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		8,088,430
売上原価		6,211,302
売上総利益		1,877,127
販売費及び一般管理費		1,259,174
営業利益		617,953
営業外収益		
受取利息及び配当金	424	
受取手数料	2,467	
助成金収入	29,614	
その他	4,543	37,049
営業外費用		
支払利息	670	
投資事業組合運用損	911	
株式公開費用	22,000	
その他	2,373	25,955
経常利益		629,047
特別利益		
新株予約権戻入益	225	225
特別損失		
固定資産除却損	405	405
税金等調整前当期純利益		628,867
法人税、住民税及び事業税	190,079	
法人税等調整額	19,674	209,754
当期純利益		419,113
非支配株主に帰属する当期純利益		4,434
親会社株主に帰属する当期純利益		414,678

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年4月1日 残高	794,589	426,146	771,790	△25,937	1,966,589
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	13,217	13,217			26,434
剰余金の配当			△71,652		△71,652
親会社株主に帰属する 当期純利益			414,678		414,678
自己株式の処分		847		338	1,186
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	13,217	14,065	343,026	338	370,647
平成29年3月31日 残高	807,806	440,211	1,114,816	△25,598	2,337,236

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計			
平成28年4月1日 残高	11,985	11,985	42,874	-	2,021,449
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					26,434
剰余金の配当					△71,652
親会社株主に帰属する 当期純利益					414,678
自己株式の処分					1,186
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	13,125	13,125	5,138	4,434	22,698
連結会計年度中の変動額合計	13,125	13,125	5,138	4,434	393,345
平成29年3月31日 残高	25,110	25,110	48,013	4,434	2,414,794

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数	5社
ロ. 主要な連結子会社の名称	株式会社コネクトスター 株式会社エンゲージメント・ファースト 株式会社MOVAAA 株式会社メンバーズキャリア 株式会社マイナースタジオ

② 非連結子会社の状況

イ. 非連結子会社の名称	株式会社Studymate
ロ. 連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、いずれも連結計算書類に及ぼす影響は軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

イ. 会社等の名称	株式会社Studymate
ロ. 持分法を適用しない理由	持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

- ロ. たな卸資産
 - ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法、その他の資産は定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～50年
工具、器具及び備品	3～10年
 - ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ハ. リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法
- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ④ 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

 - イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗度の見積りは、原価比例法）
 - ロ. その他の工事

工事完成基準
- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 取引の概要

平成25年2月6日開催の取締役会において、新しい福利厚生施策として退職時に当社株式に交換可能なポイントを付与し、株価や業績との連動性をより高め、社員の意欲や士気を高めることを目的とした「株式給付信託(J-ESOP)」を導入することを決議いたしました。

当社は、従業員に勤続や慶事等に応じてポイントを付与し、当該従業員の退職時等に累積した付与ポイントに相当する当社株式を給付します。この導入に伴い、平成25年3月1日付で資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託口」という。)が当社株式80,000株(株式分割後は160,000株相当)を取得しております。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の信託における帳簿価額は、前連結会計年度12,951千円、当連結会計年度12,613千円で、株主資本において自己株式として計上しております。

また、当該株式の期末株式数は、前連結会計年度153,200株、当連結会計年度149,200株、期中平均株式数は、前連結会計年度155,920株、当連結会計年度150,588株であり、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(注) 当社は、平成29年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、前連結会計年度及び当連結会計年度の信託に残存する当該自己株式数については、前連結会計年度期首に当該株式分割が実施されたと仮定して算出しております。

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 164,942千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,124,400株	6,321,200株	一株	12,445,600株

- (注) 1. 当社は、平成29年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
2. 普通株式の発行済株式総数の増加6,216,800株は、株式分割によるものであります。
3. 普通株式の発行済株式総数の増加104,400株は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	153,400株	151,400株	2,000株	302,800株

- (注) 1. 「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として、信託口が所有する当社株式149,200株については、上記自己株式に含めております。
2. 普通株式の自己株式の増加151,400株は、株式分割によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の減少2,000株は、「株式給付信託(J-ESOP)」の制度により、信託口が所有する当社株式の売却及び株式給付によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月21日 定時株主総会	普通株式	72,571(注)	12	平成28年 3月31日	平成28年 6月22日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)信託口に対する配当金919千円を含んでおります。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定 定時株主總會	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月22日	普通株式	利益剰余金	92,190(注)	7.5	平成29年 3月31日	平成29年 6月23日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)信託口に対する配当金1,119千円を含んでおります。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	17,200株	43,600株	40,000株	95,200株	162,000株	204,200株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用することはありますが、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されているものもありますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、管理に努めております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、ほぼ3ヶ月以内の支払期日であります。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、償還日は最長5年後であり、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2. を参照ください。）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,613,600千円	1,613,600千円	－千円
(2) 受取手形及び売掛金	1,620,875	1,620,875	－
(3) 投資有価証券	47,693	47,693	－
資産計	3,282,169	3,282,169	－
(1) 買掛金	485,359	485,359	－
(2) 未払金及び未払費用	460,707	460,707	－
(3) リース債務※	48,869	49,145	275
負債計	994,936	995,212	275

※ リース債務は、1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金及び未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	61,000千円

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 194円55銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 34円46銭 |

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

(株式の取得について)

当社は、平成29年3月16日開催の取締役会において、株式会社ポップインサイトの株式428株を取得し、子会社化することについて決議し、平成29年4月1日付で取得しております。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 株式会社ポップインサイト
事業内容 マーケティングリサーチシステム運営

② 企業結合を行う主な理由

株式会社ポップインサイト（以下、「ポップインサイト社」という。）は、ユーザーがWebサイトを利用する模様を動画形式で把握することのできるユーザー調査ツール「ユーザーテストExpress」を提供しております。4年間で3,500件以上のユーザーテストを実施するなど、ユーザビリティ改善やUXデザインの実践において貴重な知見・ノウハウを有しております。

当社は、昨今のデジタルマーケティング市場の高まりを受け、総合的なWeb運用サービスであるEMCに注力し、顧客に提供しております。この運用サービスにおいて、ポップインサイト社が有するユーザー観察やタスク分析などのUXデザイン手法を効果的に取り入れていくことは、顧客のマーケティング成果向上のための重要な取組みであると考えております。同時に、この優れたユーザビリティ改善・UXデザインの知見を、EMCの標準ノウハウとして取り入れ、各種のリサーチやコンサルティングを当社とポップインサイト社が共同で実施することを目的とし、本企业結合を決定いたしました。

③ 企業結合日

平成29年4月1日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得する議決権比率

51%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得するためであります。

(2)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価

現金	127,380千円
----	-----------

取得原価	127,380千円
------	-----------

(3)主要な取得関連費用の内訳及び金額

株式価値評価に関するアドバイザリー費用等 500千円

(4)発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額及び発生原因

現時点では確定していません。

(5)企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,311,342	流動負債	1,377,871
現金及び預金	1,461,860	買掛金	497,425
受取手形	114,231	リース債務	23,377
売掛金	1,440,552	未払金	418,759
仕掛品	32,575	未払法人税等	95,051
前払費用	108,852	未払消費税等	98,843
繰延税金資産	86,378	前受金	12,553
その他	67,318	預り金	18,090
貸倒引当金	△426	賞与引当金	208,915
		その他の	4,855
固定資産	607,733	固定負債	94,517
有形固定資産	152,622	リース債務	25,492
建物	108,745	繰延税金負債	7,489
工具、器具及び備品	7,427	その他の	61,535
リース資産	36,450		
無形固定資産	31,158	負債合計	1,472,389
ソフトウェア	22,102	(純資産の部)	
リース資産	8,530	株主資本	2,373,562
その他	525	資本金	807,806
投資その他の資産	423,951	資本剰余金	440,211
投資有価証券	108,693	資本準備金	438,269
関係会社株式	155,802	その他資本剰余金	1,941
関係会社長期貸付金	31,250	利益剰余金	1,151,143
出資金	17,799	その他利益剰余金	1,151,143
敷金及び保証金	108,089	繰越利益剰余金	1,151,143
その他	2,317	自己株式	△25,598
		評価・換算差額等	25,110
		その他有価証券評価差額金	25,110
		新株予約権	48,013
資産合計	3,919,075	純資産合計	2,446,686
		負債純資産合計	3,919,075

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,635,552
売 上 原 価		5,956,586
売 上 総 利 益		1,678,965
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,118,633
営 業 利 益		560,331
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,178	
受 取 手 数 料	24,122	
助 成 金 収 入	29,614	
そ の 他	2,522	57,437
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	670	
株 式 公 開 費 用	22,000	
そ の 他	2,986	25,656
経 常 利 益		592,112
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	225	225
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	405	405
税 引 前 当 期 純 利 益		591,933
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	167,047	
法 人 税 等 調 整 額	19,674	186,721
当 期 純 利 益		405,211

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年4月1日から）
（平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株 主 資 本 計 合
		資 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 剰 余 金 合 計	そ の 他 剰 余 金 繰 越 金	利 益 剰 余 金 合 計	利 剰 余 金 合 計		
平成28年4月1日 残高	794,589	425,052	1,094	426,146	817,583	817,583	△25,937	2,012,382	
事業年度中の変動額									
新株の発行	13,217	13,217		13,217				26,434	
剰余金の配当					△71,652	△71,652		△71,652	
当期純利益					405,211	405,211		405,211	
自己株式の処分			847	847			338	1,186	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	13,217	13,217	847	14,065	333,559	333,559	338	361,180	
平成29年3月31日 残高	807,806	438,269	1,941	440,211	1,151,143	1,151,143	△25,598	2,373,562	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等		
平成28年4月1日 残高	11,985	11,985	42,874	2,067,242
事業年度中の変動額				
新株の発行				26,434
剰余金の配当				△71,652
当期純利益				405,211
自己株式の処分				1,186
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	13,125	13,125	5,138	18,263
事業年度中の変動額合計	13,125	13,125	5,138	379,443
平成29年3月31日 残高	25,110	25,110	48,013	2,446,686

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法、その他の資産は定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

工具、器具及び備品 3～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗度の見積りは、原価比例法）

② その他の工事
工事完成基準

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員に対して退職時に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

平成25年2月6日開催の取締役会において、新しい福利厚生施策として退職時に当社株式に交換可能なポイントを付与し、株価や業績との連動性をより高め、社員の意欲や士気を高めることを目的とした「株式給付信託（J-ESOP）」を導入することを決議いたしました。

当社は、従業員に勤続や慶事等に応じてポイントを付与し、当該従業員の退職時等に累積した付与ポイントに相当する当社株式を給付します。この導入に伴い平成25年3月1日付で資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託口」という。）が当社株式80,000株（株式分割後は160,000株相当）を取得しております。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の信託における帳簿価額は、前事業年度12,951千円、当事業年度12,613千円で、株主資本において自己株式として計上しております。

また、当該株式の期末株式数は、前事業年度153,200株、当事業年度149,200株、期中平均株式数は、前事業年度155,920株、当事業年度150,588株であり、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(注) 当社は、平成29年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、前事業年度及び当事業年度の信託に残存する当該自己株式数については、前事業年度期首に当該株式分割が実施されたと仮定して算出しております。

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	164,942千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	63,587千円
② 短期金銭債務	78,262千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	41,135千円
仕入高	262,305千円
営業取引以外の取引高	227,223千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	153,400株	151,400株	2,000株	302,800株

(注) 1. 当社は、平成29年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として、信託口が所有する当社株式149,200株については、上記自己株式に含めております。

3. 普通株式の自己株式の増加151,400株は株式分割によるものであります。

4. 普通株式の自己株式の減少2,000株は、「株式給付信託(J-ESOP)」の制度により、信託口が所有する当社株式の売却及び株式給付によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	64,300千円
未払金	31,567千円
子会社株式評価損	16,071千円
未払事業税	9,054千円
その他	15,849千円
繰延税金資産小計	136,843千円
評価性引当額	△48,225千円
繰延税金資産合計	88,618千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9,729千円
繰延税金負債合計	△9,729千円
繰延税金資産の純額	78,889千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引に関する注記につきましては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 197円54銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 33円67銭 |

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」において同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月22日

株式会社メンバーズ

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 木村直人 印
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 戸城秀樹 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メンバーズの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メンバーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、平成29年3月16日開催の取締役会において、株式会社ポップインサイトの株式の428株を取得し、子会社化することについて決議し、平成29年4月1日付で取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月22日

株式会社メンバーズ

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 木村直人 印
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 戸城秀樹 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メンバーズの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、平成29年3月16日開催の取締役会において、株式会社ポップインサイトの株式の428株を取得し、子会社化することについて決議し、平成29年4月1日付で取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針及び計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他のにおける審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 連結計算書類の監査結果
会計監査人である監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人である監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月24日

株 式 会 社 メ ン バ ー ズ 監 査 役 会

常 勤 監 査 役	甘 粕 潔	Ⓔ
監 査 役	露 木 琢 磨	Ⓔ
監 査 役	土 屋 洋	Ⓔ

(注) 上記監査役3名は、いずれも会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社グループは、株主の皆様への利益還元の充実とさらなる企業価値の向上を図る観点から、長期的な利益成長に向けた新たな事業投資及び業容の拡大に備えるための内部留保を行うとともに、経営成績の伸長に見合った成果の配分や配当金額の継続的な増額を基本方針とし、中期的な目標連結純資産配当率(DOE)は5%程度を目標としております。

第22期の期末配当といたしましては、上記基本方針を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金7.5円

配当総額 92,190,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、コーポレートガバナンス体制の一層の強化および企業価値の向上を図るために、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員でない取締役に関する規定の新設、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除など、監査等委員会設置会社への移行に係る所要の変更を行うものであります。

(2) 当社株式の流動性の向上および将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を確保するため、現行定款第5条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行20,000,000株から40,000,000株とするものであります。

(3) 取締役が積極的な経営判断を行えるよう、取締役の損害賠償責任の責任免除について、損害賠償責任を法令の限度において免除することを取締役会決議とすべく所要の変更を行うものです。

(4) 有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）と責任限定契約を締結することができる旨を規定するものです。

なお、本議案における定款変更については、本總會終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線を付した部分は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>【商号】</p> <p>第1条（条文省略）</p> <p>【目的】</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. 企業の販売促進、宣伝活動の研究および企画制作</u></p> <p><u>2. 通信システムによる情報の収集処理、ならびに販売に関する業務</u></p> <p><u>3. 集金代行業務</u></p> <p><u>4. テレビ、ラジオ、放送広告の立案制作、代理業務</u></p> <p><u>5. 内外新聞、雑誌、放送、セールスプロモーション、</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>【商号】</p> <p>第1条（現行どおり）</p> <p>【目的】</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1)企業の販売促進、宣伝活動の研究および企画制作</u></p> <p><u>(2)通信システムによる情報の収集処理、ならびに販売に関する業務</u></p> <p><u>(3)集金代行業務</u></p> <p><u>(4)テレビ、ラジオ、放送広告の立案制作、代理業務</u></p> <p><u>(5)内外新聞、雑誌、放送、セールスプロモーション、</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>映画、屋外、交通、ダイレクトメール、その他すべての広告およびピーアール業務</p> <p><u>6.</u> コンピュータを利用した情報提供サービス業務</p> <p><u>7.</u> インターネットのホームページの企画、制作の受託業務</p> <p><u>8.</u> 広告代理店業</p> <p><u>9.</u> コンピュータソフトウェアの販売業務</p> <p><u>10.</u> 市場調査またはその整理・分析業務要員の教育<u>及び</u>派遣</p> <p><u>11.</u> マーケティングに関する出版物の発行業務</p> <p><u>12.</u> 電子商取引（インターネット等での商品の販売）</p> <p><u>13.</u> 労働者派遣事業、ならびに民間職業紹介業</p> <p><u>14.</u> 有価証券の取得、投資、保有<u>及び</u>運用</p> <p><u>15.</u> 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条～第4条（条文省略）</p> <p>第2章 株 式</p> <p>【発行可能株式総数】</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>20,000,000株</u>とする。</p> <p>【単元株式数】</p> <p>第6条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>【単元未満株式についての権利】</p> <p>第7条（条文省略）</p> <p>①会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p>	<p>映画、屋外、交通、ダイレクトメール、その他すべての広告およびピーアール業務</p> <p><u>(6)</u> コンピュータを利用した情報提供サービス業務</p> <p><u>(7)</u> インターネットのホームページの企画、制作の受託業務</p> <p><u>(8)</u> 広告代理店業</p> <p><u>(9)</u> コンピュータソフトウェアの販売業務</p> <p><u>(10)</u> 市場調査またはその整理・分析業務要員の教育<u>および</u>派遣</p> <p><u>(11)</u> マーケティングに関する出版物の発行業務</p> <p><u>(12)</u> 電子商取引（インターネット等での商品の販売）</p> <p><u>(13)</u> 労働者派遣事業、ならびに民間職業紹介業</p> <p><u>(14)</u> 有価証券の取得、投資、保有<u>および</u>運用</p> <p><u>(15)</u> 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条～第4条（現行どおり）</p> <p>第2章 株 式</p> <p>【発行可能株式総数】</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>40,000,000株</u>とする。</p> <p>【単元株式数】</p> <p>第6条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>【単元未満株式についての権利】</p> <p>第7条（現行どおり）</p> <p><u>(1)</u> 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p><u>(2)</u> 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第8条 (条文省略) 【株主名簿管理人】</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② (条文省略) ③ (条文省略)</p> <p>第10条 (条文省略) 【基準日】</p> <p>第11条 (条文省略) ② (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (条文省略) 【決議の方法】</p> <p>第15条 (条文省略) ② (条文省略) 【議決権の代理行使】</p> <p>第16条 (条文省略) ② (条文省略) 【議事録】</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 【取締役会の設置】</p> <p>第18条 当社は、取締役会を置く。 【取締役会の員数】</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p>	<p>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第8条 (現行どおり) 【株主名簿管理人】</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 <u>2</u> (現行どおり) <u>3</u> (現行どおり)</p> <p>第10条 (現行どおり) 【基準日】</p> <p>第11条 (現行どおり) <u>2</u> (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (現行どおり) 【決議の方法】</p> <p>第15条 (現行どおり) <u>2</u> (現行どおり) 【議決権の代理行使】</p> <p>第16条 (現行どおり) <u>2</u> (現行どおり) 【議事録】</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 【取締役会の設置】</p> <p>第18条 当社は取締役会を置く。 【取締役会の員数】</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は、<u>5</u>名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>【取締役の選任および解任】 第20条 (新設)</p> <p><u>当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略)</p> <p>【取締役の任期】 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という)は、3名以上とする。</u></p> <p>【取締役の選任および解任】 第20条 <u>取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u> (削除)</p> <p><u>2 取締役(監査等委員であるものを含む)の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3 (現行どおり)</u> <u>4 (現行どおり)</u></p> <p>【取締役の任期】 第21条 <u>取締役(監査等委員であるものを除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>②任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>【代表取締役および役付取締役】 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会の決議により、取締役社長1名、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>【取締役会の招集権者および議長】 第23条 (条文省略)</p> <p>②取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>【取締役会の決議の省略】 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>3 任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>【代表取締役および役付取締役】 第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>【取締役会の招集権者および議長】 第23条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>【取締役会の決議の省略】 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>【取締役会の議事録】 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。 ② (条文省略)</p> <p>【取締役会規程】 第27条 取締役会に関するその他の事項は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>【取締役の報酬等】 第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>【社外取締役の責任免除】 第29条 (新設)</p>	<p>【重要な業務執行の決定の取締役への委任】 第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>【取締役会の議事録】 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名押印または電子署名する。 ② (現行どおり)</p> <p>【取締役会規程】 第28条 取締役会に関するその他の事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>【取締役の報酬等】 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>【取締役の責任免除】 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条1項の行為に関する取締役等（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 【監査役および監査役会の設置】</p>	<p>第5章 監査等委員会 【監査等委員会の設置】</p>
<p>第30条 当社は監査役および監査役会を置く。</p>	<p>第31条 当社は監査等委員会を置く。</p>
<p>【監査役員の員数】</p>	<p>(削除)</p>
<p>第31条 当社の監査役は5名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>【監査役の選任】</p>	<p>(削除)</p>
<p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	
<p>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	
<p>【監査役の任期】</p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	
<p>②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>【常勤監査役】 第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>【監査役会の招集手続】 第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>【監査役会の決議】 第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>【監査役会の議事録】 第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> ②<u>監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p> <p>【監査役会規程】 第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>【監査役の報酬等】 第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>【常勤監査等委員】 第32条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>【監査等委員会の招集手続】 第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>【監査等委員会の決議】 第34条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>【監査等委員会の議事録】 第35条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u> ② <u>監査等委員会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p> <p>【監査等委員会規程】 第36条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【社外監査役の責任免除】 <u>第40条</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人 第41条～第42条（条文省略） 【会計監査人の任期】 第43条（条文省略） ②（条文省略） 【会計監査人の報酬等】 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算 第45条～第47条（条文省略） 【期末配当金等の除斥期間】 第48条（条文省略） ②（条文省略）</p>	<p>（削除）</p> <p>第6章 会計監査人 第37条～第38条（現行どおり） 【会計監査人の任期】 第39条（現行どおり） 2（現行どおり） 【会計監査人の報酬等】 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算 第41条～第43条（現行どおり） 【期末配当金等の除斥期間】 第44条（現行どおり） 2（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1 当会社は、第22期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第22期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行するとともに、当社の現在の取締役4名の任期は満了いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	けんもち だし 劍持 忠 (昭和40年9月28日生)	平成7年6月 当社代表取締役社長就任 (現任) 平成24年10月 株式会社エンゲージメント・ファースト 取締役就任 平成26年4月 株式会社コネクスター取締役就任 株式会社MOVAAA取締役就任 平成26年5月 株式会社メンバーズキャリア取締役就任 平成27年10月 株式会社マイナースタジオ取締役就任	3,277,000株
(取締役候補者とした理由)			
同氏は、当社の創業者として長年にわたり強いリーダーシップを発揮しており、当社の経営において豊富な経験と実績を有していることから、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日) 名	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	こ み ね ま さ ひ と 小 峰 正 仁 (昭 和 39 年 5 月 18 日 生)	平成12年3月 当社入社 平成13年6月 当社執行役員就任 平成14年8月 当社取締役就任（現任） 平成19年8月 当社常務執行役員就任（現任） 平成23年4月 株式会社コネクスター監査役 就任 平成24年10月 株式会社エンゲージメント・フ ァースト監査役就任 平成26年4月 株式会社MOVAAA監査役就任 平成26年5月 株式会社メンバーズキャリア監 査役就任 平成26年5月 株式会社マイナースタジオ監査 役就任	149,600株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、長年にわたり当社管理部門を指揮し、当社の経営において豊富な経験と実績を有していることから、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き、取締役候補者といいたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 剣持忠氏が株式を保有する同氏の資産管理会社である株式会社晴が、当社株式250,000株を保有しています。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものといたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	あまかす きよし 甘粕 潔 (昭和40年8月27日生)	昭和63年4月 横浜銀行に入行 平成7年5月 米国デューク大学にて経営学修士(MBA)取得 平成15年2月 株式会社ディー・クエスト取締役就任 平成15年12月 公認不正検査士(CFE)資格取得 平成17年4月 米国公認不正検査士協会(ACFE)日本事務局長就任 平成19年12月 日本公認不正検査士協会専務理事就任 平成22年6月 当社監査役就任 平成23年5月 株式会社インタクト・コンサルティング設立代表取締役就任 平成27年6月 当社常勤監査役就任(現任) 平成28年6月 株式会社エンゲージメント・ファースト監査役就任(現任) 株式会社MOVAAA監査役就任(現任) 株式会社メンバーズキャリア監査役就任(現任) 株式会社マイナースタジオ監査役就任(現任)	- 株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 同氏は、公認不正検査士として培ってきた企業倫理・コンプライアンスに関する高い見識を保有しており、また、長年の銀行業務経験により財務・会計に関する知見を有しております。それらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただくことを期待したためであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日) 名	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	とくひさ あきひこ 徳久 昭彦 (昭和37年8月21日生)	昭和60年4月 株式会社東芝入社 平成12年10月 インフォ・アベニュー株式会社 入社 平成13年5月 デジタル・アドバタイジング・ コンソーシウム株式会社入社 平成18年2月 同社取締役就任 平成21年6月 株式会社博報堂アイ・スタジオ 取締役就任 (現任) 平成23年2月 株式会社プラットフォーム・ワ ン代表取締役就任 平成23年6月 当社取締役就任 (現任) 平成24年6月 モーションビート株式会社 (現 ユナイテッド株式会社) 取締役 就任 (現任) 平成26年4月 デジタル・アドバタイジング・ コンソーシウム株式会社取締役 常務執行役員CMO就任 平成26年6月 株式会社プラットフォーム・ワ ン取締役就任 平成28年6月 ベビカム株式会社取締役就任 (現任) デジタル・アドバタイジング・ コンソーシウム株式会社取締役 専務執行役員CMO就任 平成28年10月 デジタル・アドバタイジング・ コンソーシウム株式会社専務取 締役CMO就任 (現任) D. A. コンソーシウムホールディ ングス株式会社専務取締役就任 (現任)	- 株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 同氏は、インターネットにおけるメディアレップ事業の大手企業での役員経験による豊富な知見を保有しており、それらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただきたいためであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日) 名	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	かない まさあき 金 井 政 明 (昭和32年10月13日生)	昭和51年4月 株式会社西友ストアー長野 (現合同会社西友) 入社 平成5年9月 株式会社良品計画入社 平成12年5月 同社取締役営業本部生活雑貨部 長就任 平成13年1月 同社常務取締役営業本部長就任 平成15年5月 同社代表取締役専務取締役 兼 執行役員商品本部長 兼 販売 本部、宣伝販促室 管掌 平成20年2月 同社代表取締役社長 兼 執行 役員就任 平成21年9月 株式会社イデー代表取締役社長 (現任) 平成27年5月 株式会社良品計画代表取締役会 長 兼 執行役員就任 (現任)	- 株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由)</p> <p>同氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、当社が重視するCSV (共通価値の創造) 経営に対しても深い知見と実績を有しております。それらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。</p>			
4	たまがみ しんいち 玉 上 進 一 (昭和30年11月26日生)	昭和51年4月 光伸株式会社入社 昭和61年10月 株式会社プレステージ・インタ ーナショナル入社 平成元年2月 同社代表取締役副社長就任 平成7年6月 同社代表取締役就任 平成19年10月 同社代表取締役 兼 代表執行 役員就任 平成22年7月 同社代表取締役就任 平成26年4月 同社代表取締役 兼 社長執行 役員 海外事業本部長 (現任)	- 株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由)</p> <p>同氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、地方拠点の活用を通じた高品質なBPO (ビジネスプロセスアウトソーシング) サービスの提供、社員が長期的に働きやすい環境づくりなどに高い実績を上げております。それらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

2. 甘粕潔氏、徳久昭彦氏、金井政明氏、玉上進一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 甘粕潔氏は、現在、当社の社外監査役であります。当社の監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年になります。
4. 徳久昭彦氏は、現在、当社の社外取締役であります。当社の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年になります。
5. 当社は、第2号議案及び本議案が承認可決され、甘粕潔氏、徳久昭彦氏、金井政明氏及び玉上進一氏が監査等委員である取締役役に就任した場合は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
6. 当社は、甘粕潔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、金井政明氏及び玉上進一氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬の支給限度額は、平成12年8月3日開催の第5期定時株主総会において、総額で年額150,000千円以内とご承認いただき、現在に至っております。しかし、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行するため、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、経済情勢等諸般の事情を考慮し、移行後における取締役（監査等委員である取締役を除く）の支給限度額を総額で年額150,000千円以内とし、各当該取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきますと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、2名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案における定款変更の効力の発生を条件として生じるものといたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）のストックオプションに関する報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、第5号議案でご承認いただく取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して、業績連動型報酬として新株予約権を、年額50,000千円以内の範囲で割り当てること及び新株予約権の内容につきましてご承認をお願いするものであります。

具体的な報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。各取締役（監査等委員である取締役を除く）への報酬の支給時期、配分等については取締役会にご一任いただきたく存じます。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

割り当てる新株予約権の内容は、次の通りであります。

1. 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の総数は、上記の年額50,000千円を、新株予約権の割当日の当社の株価、一定の基準により算出された株価変動性及び新株予約権の発行条件等の諸条件を盛り込んだ株式オプション価格算定モデル等の算定技法に基づき算出される新株予約権1個当たりの公正価値をもって除して得られた数（整数未満の端数は切り捨て）を限度とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式とする。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。ただし、当社が株式分割（無償割当を含む）または株式併合を行う場合、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲で調整することができるものとする。

4. 新株予約権の払い込み金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、株式オプション価格算定モデル等の算定技法に基づいて算出される新株予約権の公正価額を基準として、新株予約権の割当に際して取締役会において定める額とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(ただし、取引が成立しない日を除く)における当社株式が上場されている主たる金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)、または、新株予約権の割当日の終値(ただし、当日に終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から10年以内で取締役会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役その他これに準ずる地位にあることを有する。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

②その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

9. その他の新株予約権の内容

上記1から8の細目及びその他の新株予約権の内容は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、当社が監査等委員会設置会社に移行しますと、監査等委員である取締役は、従前監査役が行っていた監査業務を行うことに加え、取締役として取締役会の決議に参加し、他の取締役の職務の執行を監督することになります。そのため、その職責にふさわしい報酬水準とするため、監査等委員である取締役の報酬の支給限度額を総額で年額50,000千円以内とし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。なお、監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬である月例報酬のみといたします。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものといたします。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区晴海一丁目8番10号
晴海アイランド トリトンスクエア
オフィスタワーX棟5階 会議室2
T E L 03-5144-0660



都営地下鉄大江戸線 勝どき駅 (A2b出口) 下車
徒歩8分